

○役員及び評議員の報酬等及び旅費に関する規則

令和7年9月25日

則 第 4号

施行 令和7年9月25日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬等及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）報酬等とは、報酬、手当及び退任慰労金をいう。

（2）旅費とは、運賃及び宿泊料をいう。

（報酬等及び旅費の支給）

第3条 役員に対しては、第2章から第4章の規定に基づき、報酬等及び旅費を支給するものとする。なお、評議員に対して報酬等は支給しない。

第2章 報酬及び手当

（役員の報酬）

第4条 常勤の役員の報酬額は別表第1に定める額とする。

2 常勤の役員が、他の常勤の役員の職務を兼任する場合には、その兼任する職務にあたる役員の報酬は、支給しない。

3 専任教職員が理事長、学園長、常務理事に就任する場合は経営職としての責任を明確にするため専任教職員を退職する。

（役員手当）

第5条 常勤の役員に、役員手当として月額2万円を支給する。役員手当の給与支給科目は役員手当とし、賞与及び退職金の計算には含まない。

2 非常勤の理事に、理事会及び常勤理事会出席1回につき所得税控除後の額2万円の手当を支給する。

3 監事に、理事会、監事監査及び監事業務執行のために出席する会議 1 回につき
所得税控除後の額 2 万円の手当を支給する。

（通勤手当）

第 6 条 常勤の役員に支給する通勤手当は、専任教職員の例による。

（支給方法）

第 7 条 役員の報酬及び手当の支給日は、毎月 25 日とする。ただし、当日が休日、
または土曜日に当たるときは、前営業日に支払うものとする。

2 報酬及び手当は、本人名義の銀行口座に振り込む方法により支払う。

第 3 章 退任慰労金

（退任慰労金）

第 8 条 役員の退任慰労金は、役員が退任したときにその者に支給する。ただし、
死亡による退任の場合には、その遺族又はその人の死亡時、その人の収入によっ
て生計を維持していた人に支給する。

（支給基準）

第 9 条 専任教職員の身分でない常勤の役員の退任慰労金の額は、別表第 2 に定め
る算式により算出される額とする。退職金支給乗率表については、任期満了の退
任は「定年・疾病又は死亡」を適用し、任期中の辞任は「自己都合」を適用す
る。1 期目の任期満了前に辞任した場合は支給しない。ただし、特別の事情によ
り理事会が決定した場合は、この限りでない。

2 非常勤の役員については、退任慰労金を支給しない。

3 専任教職員の身分にある常勤の役員の退任慰労金は、前項の規定に準じ支給し
ない。

（在任期間の計算）

第 10 条 在任期間の計算は、就任から退任までの年数とし、在任 1 年未満の端数
月は、6 ヶ月未満はこれを切り捨て、6 ヶ月以上は 1 年として計算する。

（遺族の範囲及び順位）

第 11 条 死亡による退任のときの、遺族又はその人の死亡時、その人の収入によ
って生計を維持していた人の支払い順位は、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生
省令第 23 号）第 42 条から第 45 条までの規定にしたがう。

法人（004202 役員及び評議員の報酬等及び旅費に関する規則）

第4章 旅費

（旅費の支給）

第12条 役員(専任教職員の理事を含む)が出張した場合には、旅費を支給する。

（旅費の種類及び旅費額）

第13条 旅費は、専任教職員の旅費規定に準じて実費を支給する。

（出張雑費）

第14条 出張の性質により規定による旅費のほかに、当該出張において付随的に必要とする費用は、これを出張雑費として実費を支給することができる。

（交通費）

第15条 理事会及び常勤理事会に遠隔地から出席する非常勤の理事には、第12条の旅費を支給する。

2 理事会、監事監査及び監事業務執行のために出席する会議に遠隔地から出席する監事には、第12条の旅費を支給する。

3 評議員会に出席する非常勤の評議員には、交通費を実費支給する。

（改廃）

第16条 この規則の改廃は、別に定める「規則等の管理に関する規則」第6条第1項第1号の定めによる。

附 則

この規則は、令和7年9月25日から施行する。

なお、この規則の制定により、「役員の報酬、手当、退任慰労金及び旅費に関する規則(平成2年2月8日制定)」は、令和7年9月25日付で廃止する。

別表第1（第4条関係）

常勤の役員の報酬額

役職名	報酬の額
理事長	月額10万円
学園長	月額6万円
常務理事	月額6万円
短期大学長	月額6万円
高等学校校長	月額6万円

別表第2（第9条関係）

専任職員でない常勤役員の退任慰労金算定式

退任の日における報酬月額 × 在任期間 × 退職金乗率

退職金支給率表

年数	自己都合	定年・傷病又は死亡
1	1. 0	2. 0
2	2. 0	3. 0
3	3. 0	4. 0
4	4. 0	5. 0
5	5. 0	6. 5
6	6. 1	7. 7
7	7. 2	8. 9
8	8. 3	10. 1
9	9. 4	11. 3
10	10. 5	12. 5
11	11. 7	13. 8
12	12. 9	15. 1
13	14. 1	16. 4
14	15. 3	17. 7
15	16. 5	19. 0
16	17. 9	20. 5
17	19. 3	22. 0
18	20. 7	23. 5
19	22. 1	25. 0
20	23. 5	26. 5

法人（004202 役員及び評議員の報酬等及び旅費に関する規則）

退職金支給率表

年数	自己都合	定年・傷病又は死亡
21	25. 6	28. 7
22	27. 7	30. 9
23	29. 8	33. 1
24	31. 9	35. 3
25	34. 0	37. 5
26	36. 0	39. 8
27	38. 0	42. 1
28	40. 0	44. 4
29	42. 0	46. 7
30	44. 0	49. 0
31	46. 0	51. 2
32	48. 0	53. 4
33	50. 0	55. 6
34	52. 0	57. 8
35	54. 0	60. 0
36	55. 5	61. 0
37	57. 0	62. 0
38	58. 5	63. 0
39	60. 0	64. 0
40	—	65. 0